

「整備業務の管理の受委託の許可に係る運用指針の改正」に対して頂いたご意見の概要と国土交通省の考え方

頂いたご意見の概要	国土交通省の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空運送事業者ではない整備改造認定事業者に整備業務を委託することによって、整備技術・経験を低下させ、機材の品質を落とし、安全性へ影響を及ぼすのではないか。航空会社が安全性に対する責任を持って、航空機整備を行うべき。 ・ 運航会社と整備専門会社を別々にすることは、国民・利用者の不安を助長させるものであり、直ちに航空法に沿って整備安全体制強化をするべき。 ・ 運航と整備は切り離せないものであり、お互いの利益を優先させる結果、理念等を共有できなくなってしまわないか。また、受託側は立場が弱くなり、委託側の言うことに抗えず、十分な整備が確保できないのではないか。 	<p>本指針では、安全性を確保するため、航空運送事業者ではない整備改造認定事業者に整備業務の管理を委託する場合にあっても、受託者である整備改造認定事業者に対し、航空運送事業者と同等以上の整備業務の管理を適切に実施する能力を有することを求めることとしております。</p> <p>また、委託者である航空運送事業者は、旅客等に対する最終的な運送責任を有しており、受託者が航空機の整備及びその管理を適切に行っていることを常時管理・監督を行い、委託者と受託者が連携して一体的な整備体制を構築することを求めることとしております。</p> <p>更に、航空機の安全運航は、整備業務と運航業務の係りの上で成り立つことから、従前の航空運送事業者間での管理の受委託の場合と同様、委託者の運航業務の管理と受託者の整備業務の管理が齟齬なく係りが取れることが必要であることを、引き続き求めてまいります。</p> <p>国土交通省としては、以上の点について審査を通じて確認していくとともに、許可後も立入検査等を通じて、委託者及び受託者に対し、適切に指導・監督してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ コスト削減を目的とした整備専門会社への整備業務の全面的な委託は、労働環境・条件の悪化を引き起こし、現場の整備員のモラル等を低下させ、安全上の問題になるのではないか。 ・ 2006年の改正航空法の附帯決議を尊重し、労働条件が安全を担保できる体制になっているのか検証を行い、その評価結果を踏まえて改正を行うべきではないか。 	<p>本指針では、受託者に対して航空運送事業者と同等以上の整備業務の管理能力等を求めており、労働環境等についても安全上の問題とならないよう、審査を通じて確認してまいります。</p> <p>また、ヒューマンエラーの防止のため、受託者を含めた安全管理を求めるほか、今後、これらの点について立入検査等を通じて適切に指導・監督してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧米では疲労が安全に及ぼす研究が進んでおり、日本でも研究の検討を進めていただきたい。 	<p>お寄せ頂いたご主旨については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>